

## 韓国知的財産ニュース 2015 年 1 月前期

(No. 286)

発行年月日：2015 年 1 月 19 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、1 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

- 1-1 商標法施行令の一部改正令案の立法予告(1.2.)
- 1-2 2015 年、新しくなる知的財産制度は？(1.2.)
- 1-3 改正「特許料などの徴収規則」が '15.1.1. から施行(1.2.)

#### 関係機関の動き

- 2-1 2013 年、韓国技術貿易 15% 増加、赤字規模は 4 年連続で減少(1.2.)
- 2-2 特許庁、「知的財産データの対民提供戦略」を発表(1.2.)
- 2-3 特許庁、強力な特許の創出に向けて先行技術調査を強化(1.6.)
- 2-4 国内初の技術価値評価の投資ファンドが発足(1.7.)
- 2-5 強力な知的財産の創出に向けて「産業財産創出戦略チーム」を新設(1.8.)
- 2-6 大 - 中小企業、営業秘密の原本証明制度を通じて共生を図る(1.12.)
- 2-7 特許庁、「2014 年の審査・審判の成果および 2015 年の計画」を発表(1.13.)
- 2-8 自治体の知的財産権を簡単に活用(1.13.)
- 2-9 韓国知識財産研究院 - KIST 欧州と研究交流の MOU(1.14.)
- 2-10 2014 年度の技術信用評価基盤の貸出実績および 2015 年度の見通し(1.14.)
- 2-11 公募に出されたアイデアの提案者帰属割合が大幅に増加(1.14.)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

#### デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 テレビ番組・芸能人名などを狙う商標ブローカーの撲滅に(1.7.)
- 4-2 タバコの値上げを受けて電子タバコのデザイン出願が急増(1.8.)

#### その他一般

- 5-1 韓国 - 中国の技術格差が縮まる (1.11.)
- 5-2 韓国産バッテリー、グローバル特許競争力もトップ (1.12.)

## 法律、制度関連

### 1-1 商標法施行令の一部改正令案の立法予告

韓国特許庁 (2015.1.2)

#### 商標法施行令の一部改正令案の立法予告

##### 1. 改正理由

商標登録出願人により出願された商標と同一又は類似した商標であって、当該出願商標と同一又は類似した指定商品に使用するものと認められたという理由で使用禁止に関する警告を受けた場合、警告を受けた者が当該商標を優先して審査を受けることができるように、優先審査対象出願の範囲を拡大する一方、商標審査業務の増加に効果的に対応すべく審査官になることができる公務員の範囲を拡大する一方、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完することを目的とする。

##### 2. 主な内容

###### イ. 審査官になることができる公務員の範囲を拡大 (案第2条の2を新設)

審査官になることができる公務員の資格をこれまでは5級以上の一般職国家公務員及び高位公務員団に属する一般職公務員等としてきたが、これからは専門任期制公務員イ級及びロ級の資格基準に該当する資格を備えた6級の一般職国家公務員も審査官になることができるようにすることで、その範囲を拡大する。

###### ロ. 課長級開放型職位の拡大 (案第2条の2第1項本文後段を新設)

課長級開放型職位の拡大を内容とする国家公務員法が改正されたことを受けて、商標審査課長も開放型・公募職位の選抜手続きによって任用されるように審査官の資格要件を拡大する。

###### ハ. 優先審査対象の整備 (案第2条の5第2号を新設)

商標登録出願人により出願された商標と同一又は類似した商標を同一又は類似した指定商品に使用するものと認められるという理由で、当該商標の使用禁止に関する警告を受けた場合、その他商標に優先して審査を受けることができるように優先審査の対象を整備する。

### 3. 意見の提出

商標法施行令の一部改正法律案についてご意見のある機関・団体及び個人は、2015年2月10日(火)まで、次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照：商標審査政策課長)宛てに提出して下さい。なお、立法予告の全文は、特許庁ホームページ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))にてご覧いただけます。

- イ. 立法予告事項に対する項目別意見(賛否意見及びその理由)
- ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

#### ※宛て先

○特許庁商標審査政策課：大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟  
(郵便番号：302 - 701)  
電話番号：(042) 481 - 5377  
FAX：(042) 472 - 3468  
電子メール：[hwon88@korea.kr](mailto:hwon88@korea.kr)

※改正条文などの詳細は、弊所のホームページをご参照ください。  
(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→お知らせ)

## 1-2 2015年、新しくなる知的財産制度は？

韓国特許庁(2015.1.2)

特許庁は、出願人の利便性向上と優秀なアイデアの早期権利化および保護の強化を柱とする「2015 新しくなる知的財産制度」を発表した。

改正される制度によると、中小企業が支援対象となっていた特許・商標・デザインの海外権利化の支援について、今年からは個人などの創業予備軍も受けられるようになる。また、公募に出された優秀なアイデアを特許に出願するとき、一般の特許出願より審査結果を早く受け取ることができる優先審査が申し立てられる。

今回発表された改正制度の主な内容は以下のとおりだ。

### 1 知的財産権の早期権利化を支援

○ベンチャー企業の出願、技術革新型中小企業の出願、1人創造企業の技術開発事業に

関する出願などに提供するデザイン優先審査の対象に「Good Design<sup>※</sup>」として選ばれたデザインが追加される(’15.1.1. 施行)。

※産業デザイン振興法に基づいて「韓国デザイン振興院」が選定した優秀デザイン

- 第3者が実施中の出願、ベンチャー企業の出願、輸出関連出願などの場合に限り可能だった特許優先審査の対象に公募で選定されたアイデアを出願した場合も含めて、早期の権利確保ができるようになる(’15.1.1. 施行)。
- 技術難度の高い出願について、審査着手の前に出願人と審査官が対面面談を行って正確かつ迅速な審査を図る「予備審査」制度の対象を「先行技術調査の依頼があった優先審査の出願」から「すべての優先審査の出願」に拡大する(’15.1.1. 施行)。

## 2 海外における知財権の権利化および保護の強化

- 「海外における知的財産権の権利化支援事業」の対象が従来の中企業から個人など創業予備軍にまで拡大する(’15.1.1.)。
- 中国などアジアに進出している韓国企業の商標が侵害されるのを予防するため、輸出企業を対象に模倣品への対応戦略、輸出商品のネーミングなどのコンサルティング<sup>※</sup>を提供する(’15.1.1.)。  
※’15年100社支援予定
- 海外知識財産権センター(IP-DESK)を介して現地で活動中の商標ブローカーを常時モニタリングして、韓国企業の被害を予防する(’15.1.1.)。

## 3 出願人の利便性向上・負担軽減

- 中小企業が営業秘密の原本証明制度<sup>※</sup>を利用する時に支払う1万ウォンの登録費用のうち7割を支援し、3,000ウォンで利用できる(’15.1.1.)。  
※営業秘密が盛り込まれた電子文書の登録によって、営業秘密の保有事実を証明
- 改正特許法の施行によって韓国語のみならず、英語の特許出願もできる上、研究ノートまたは論文でも出願ができるように形式の要件が緩和される(’15.1.1.)。
- 公知例外主張が特許出願の時に限って可能だったが、今後は、特許登録前までできるようになった。分割出願の場合、登録決定時までに限って可能だったが、登録決定以

降にもできるように改正される(’ 15. 1. 1.)。

特許庁のキム・ヨンミン庁長は「2015 年から新しくなる知的財産の行政が「経済革新 3 カ年計画」の推進に貢献すると期待している。特許庁はこれからも知的財産権の獲得について、国民の利便性を高め、権利の保護を強化することで、韓国企業の競争力を高めるに必要な支援を十分に提供していきたい」と述べた。

※詳細な内容については、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→知的財産ニュース)

### 1-3 改正「特許料などの徴収規則」が ‘15. 1. 1. から施行

韓国特許庁(2015. 1. 2)

特許庁は、特許庁が告示\*する商標名称のみを使用し、電子文書によって商標を出願する場合、出願料を現行より 6,000 ウォン割引するなどの内容が盛り込まれた改正「特許料などの徴収規則」を 2015 年 1 月 1 日から施行する。

※「商品およびサービス業の名称と類区分に関する告示」(特許庁告示第 2013-29 号)

併せて、改正特許・実用新案法の施行に伴って、外国語で出願した特許・実用新案の手数料を算定し、その他法令の不明点を補完する改正も同時に行われる予定だ。

□特許庁で告示する指定商品名称のみ使用すると、出願料を割引

2015 年からは商標出願の際、願書を電子文書で提出し、特許庁が告示する商標名称のみ使用して出願する場合、出願料が現行の 6 万 2,000 ウォンから 5 万 6,000 ウォンになる。出願時の指定商品が不明確な場合が多く、それを改善するためだ。

今回の改正によって特許庁で告示した指定商品名称のみを使用した出願が増加すると見られ、特許庁は指定商品分類の費用を、出願人は出願費用を削減できると予想される。

□外国語で特許・実用新案を出願する際に納付する手数料の算定

2015 年から外国語(英語)による特許・実用新案の出願が可能となり、これに対する手数料が決まった。出願料は外国語審査の負担を考慮して、韓国語の特許・実用新案出願料の 1.6 倍水準で算定された。

また、外国語出願(国際特許出願を含む)の韓国語翻訳文の提出期間が過ぎたとしても、補正ができる期間内に誤訳訂正書を提出すれば、翻訳上の間違いを訂正することができる。この場合、誤訳訂正料は審査請求料の半分程度となる。

## □デザイン出願の手数料の納付基準の明確化など

2014年7月1日から複数デザイン登録出願の範囲が一部審査登録出願(形式的な要件のみ審査)から審査登録出願(実体的な要件まで審査)に拡大されることを受けて、手数料の納付基準を出願件数ではなく、デザインの数を基準として明確に改正した。これは、デザイン出願料および移転登録料など、デザインに関する手数料を現在の1デザインごとに納付することを明確化したものだ。

また、デザイン願書に重大な不備があったとしても、これを返戻せずに補完できる手続き補完制度が新設された。手続き補完料は、従来の補正料と同様な水準(電子文書で提出する場合4,000ウォン、書面で提出する場合1万4,000ウォン)で決まった。

さらに、国際出願に対する減免または事後減免の申立ができること明示したほか、書類の書面発給を申し立てるときに納付する手数料も一部現実化した。

□情報顧客支援局のチェ・ギュワン局長は「今後も特許庁は、手数料を納付する一般国民の立場から現行制度を改善する取り組みを続けていく予定だ」と述べた。

※詳細な内容については、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→知的財産ニュース)

## 関係機関の動き

### 2-1 2013年、韓国技術貿易15%増加、赤字規模は4年連続で減少

デジタルタイムズ(2015.1.2.)

特許と発明、エンジニアリングなどを輸出入する「技術貿易」の規模が15%近く増加し、成長傾向を続けている。特に技術貿易の分野において赤字規模が4年連続で減少していて、注目が集まっている。

未来創造科学部は韓国産業技術振興協会が行った「2013年度技術貿易統計調査」の結

果を発表した。

技術貿易とは、技術または技術サービスに関して国際的・商業的に費用の支出および収入がある取引を意味する。特許販売、ライセンスング、発明、ノウハウの伝授、技術指導の研究、エンジニアリング・コンサルティング、研究開発サービスなどが含まれる。未来部は、技術貿易においては全体の輸出入規模が重要だが、それは市場の変化に伴って企業が素早く商品を革新する能力が大きいとの意味だと説明した。

今回の調査結果によると、2013年度韓国の技術貿易の規模は、188億8,000万ドルで、前年比15.4%、25億2,100万ドル増加した。

技術輸出は2012年の53億1,000万ドルに比べ、15億3,500万ドル増加した68億4,600万ドル(28.9%増)で、技術導入は120億3,800万ドルで前年比8.9%増えた。結果、韓国の2013年度の技術貿易収支比(技術輸出額/技術導入額)は、0.57と前年度の0.48に比べて改善された。

赤字規模も4年連続で減少した。産業別には電気電子が32億ドル(46.8%)、機械20億400万ドル(29.3%)、情報通信7億5,000万ドル(11.0%)の順となった。主な技術輸出相手国は、中国、フランス、米国などで、主な技術導入相手国は、米国、日本、ドイツなどだった。

パク・ジソン記者

## 2-2 特許庁、「知的財産データの対民提供戦略」を発表

韓国特許庁(2015.1.2.)

これからは一般国民の誰もが特許庁で生産され、または海外で確保した大量の知的財産データ(特許・実用新案・デザイン・商標に関するデータ)に一層容易にアクセスし、新しい事業モデルを創出したり、国内・国外の特許紛争に有効に対応したりするなど、多様な形で活用する環境が提供される。

特許庁は、知的財産データ活用の大衆化を目指して、■国内・国外データの入手・公開の拡大、■不備のない高品質データの提供、■知的財産データに対するユーザのアクセシビリティの向上、■民間サービスと重複する特許庁サービスの整備を柱とする「知的財産データの対民提供戦略」を発表した。

同計画は、国内・国外データの入手段階から対民公開以降の最終活用段階を包括する特許庁データ公開政策の総合的な改編方向を示している。

特許庁は、同戦略を滞りなく推進し、「一般国民」は特許庁が提供する高品質データを低価格で簡単に利用できるようにする一方で、「企業」は知的財産を基盤に成長の推進力を確保できるようにして、知的財産を背景に創造経済の基盤を確固たるものに築いていく計画だ。

推進戦略別の詳細な計画は以下のとおりだ。

## □国内・国外知的財産データの入手および公開の拡大

まず、海外知的財産データの入手相手国を大幅に拡大し、特に民間の需要が多い高付加価値の半加工データ(法的状態、特許ファミリーなど)を外国特許庁から積極的に確保し、国民に提供する方針だ。

特許庁は、今年 26 カ国の特許庁とデータ交換に合意し、現在 46 カ国からデータを入力しているが、2017 年まで計 66 カ国に拡大する計画だ。現在、データの対民提供にも合意した国は米国、日本、中国など 7 カ国に過ぎないが、2017 年までに 30 カ国に拡大する。

特許庁が海外データの確保に乗り出した理由は、最近海外に進出する韓国企業が増加したことで、現地における特許紛争への対応および競合企業の知財権戦略の把握などのため、当該国の特許データの確保がいつにもまして重要性を増しているためだ。

## □不備のない高品質データの提供

知的財産データに含まれた権利情報および技術情報は、産業界において技術開発(R&D)、競合企業の分析、特許価値評価、技術取引などを行うには欠かせないという点で、データの正確性はいくら強調しても強調しすぎることはない。

特許庁はこれまでデータ品質の改善に向けて、データ品質管理に関する専門組織の運営、品質管理システムの構築などを通じて国内公共機関としては最高レベルに至っている。

しかし、依然として改善の余地は多く、現在 99.6%のデータ品質を 2017 年まで 99.8%

水準に引き上げ、国民に無欠なデータを提供する計画だ。

そのため、データ品質管理システムを高度化してデータエラーの発生を予め遮断するほか、過去のイメージ公報データ（‘48～’98、約40万件）の全量を2017年までテキストに変換するなど、データ漏れや不備などを年次的に整備する。

□知的財産データに対するユーザのアクセシビリティを向上

これからは、誰でも知的財産データに簡単にアクセスして利用できるよう、データ利用の壁も一層緩和される。

現在、特許庁の知的財産データは、ユーザが直に特許情報ウェブサービス (KIPRIS<sup>plus</sup>) のDBにアクセスして利用する Open API (Open Application Programmer Interface) 方式で提供されているが、これは電算知識が必要なだけでなく、有料で提供されているため、一般ユーザの自由な利用には多少の制約があった。

このような不便を軽減するため、ウェブダウンロード方式およびウェブ上のデータを相互連結して提供する最新技術の LOD (Linked Open Data) 方式を導入し、希望するデータを簡単に利用できるよう、サービス機能を大幅に改善する。

また、データ提供の手数料もユーザの負担を大幅に減らす方向に全面改編される。

月1,000件以下を利用する小容量ユーザは、無料で利用することができる。その以上の大容量ユーザは、年間費用249万ウォンで全てのデータ（現在計30種）を無制限で利用できる。

これまでユーザは各データ別に平均220万ウォンを支払わなければならなかったが、今回の措置によって、安価な単一料金で全てのデータを購入できるため、購入者別に約63%の費用削減の効果が得られると見通した。

□民間サービスと重複する特許庁の直接サービスを整備

特許庁は、あらゆる知的財産情報の対民サービスを介して民間市場をけん引する呼び水の役割を担ってきたが、最近民間市場が定着してきたことで、付加価値型のサービスは民間に委ね、特許庁は基本サービスの提供に集中するとの計画だ。

これによって政府と民間が共生する健全なデータ市場環境を作り、民間企業間のサービス競争を誘導して国内の知的財産情報産業が市場原理によって成長するよう働きかけるとのことだ。

まず、特許庁の対民サービスの原則、直接サービスの整備基準および手続きなどを盛り込んだ「知的財産データの対外提供指針(訓令)」を作成し、特許庁と民間企業間のサービス衝突の可能性を持続的に点検し、措置を行う計画だ。

まず、最近民間企業から要請があった特許検索サービス(KIPRIS)および特許価値評価サービス(SMART3.1)に対する整備に乗り出す。

KIPRISは、2015年から民間と衝突の可能性がある付加機能の追加開発を控え、基本サービスに集中する計画だ。SMART3.1は、民間サービスが市場に定着するまで維持するが、短期的にはSMART3.1の整理されているデータのみを提供し、民間企業の競争力向上を後押しする。

同戦略の施行によって、今後は知的財産データに対する国民のアクセシビリティおよび活用性が向上し、知的財産情報の大衆化の実現にもう一步近づける上、国内の知的財産情報サービスの市場もさらに活性化すると見られる。

特許庁のイ・ジュンソク次長は「今回発表した戦略を滞りなく推進し、一般国民が低価格で高品質データの提供サービスを楽しむことができると思う。知的財産データの有効な活用による政府3.0および創造経済の実現に向けて、これからも国民の意見を聴取して実効性のあるデータ公開政策を積極的に打ち出していきたい」と述べた。

## 2-3 特許庁、強力な特許の創出に向けて先行技術調査を強化

韓国特許庁(2015.1.6.)

特許庁は、特許審査の品質向上に向けて審査官と先行技術調査員が同一な検索環境を利用して先行技術調査業務を行えるよう、これまで制限的に提供されていた審査官向け特許検索システムを1月から先行調査機関に全面的に提供することにした。

先行技術調査とは、出願された特許の登録または拒絶決定をするため、同一または類似した特許が出願以前に存在するか否か、特許検索システムを利用して調べるもので、審査業務の核心とも言える。これまで特許庁は、審査処理期間の短縮および審査品質の向上に向けて審査案件の一部を先行技術調査機関に依頼して先行技術調査を行ってきた。

しかし、特許庁と先行技術調査機関の検索システムが提供する機能やデータ範囲など、多少の開きがあり、同一な検索環境の提供が至急に求められていた。そのため特許庁は、電算資源を拡充し、最新の検索エンジンを導入するなど、検索システムを高度化して先行技術調査機関も特許庁審査官と同一な検索システムを安定的に使用することができる環境を整えた。

特許庁の検索システムは、審査官の検索ノウハウが集約された多様な検索機能を備えているだけでなく、標準技術および幅広い国内・国外の知的財産情報を提供していて、これを利用する先行技術調査機関も専門的で精密な検索を行う審査官と同様な水準の検索ができるようになるため、迅速かつ正確な先行技術調査ができると見られている。

これによって、審査処理期間の短縮はもちろん、登録を受けた権利範囲が簡単に無効とされることのない強力な特許を創出できる上、強力な特許の創出は健全な知的財産環境を構築し、創造経済を基盤とする経済革新3カ年計画の履行を成功に導く土台になると期待されている。

情報顧客支援局のチェ・ギュワン局長は「今後も審査官と先行技術調査員の機能改善に対するニーズを積極的に反映し、先行技術調査業務の効率化および品質強化による強力な特許の創出に貢献していきたい」と述べた。

## 2-4 国内初の技術価値評価の投資ファンドが発足

韓国特許庁(2015.1.7.)

企業の技術価値評価に基づいた投資金融の活性化に向けて、成長はしごファンドと企業銀行などが共同出資を行い、1,000億ウォン規模\*の技術価値評価の投資ファンドを結成した。

※成長はしご 200、企業銀行 300、SK証券 100、韓国科学技術持株 20、民間 LP380(予定)

### 1 造成の背景

□金融委員会は「創造金融の活性化に向けた金融革新方案(’14.8.)」によって、成長はしごファンドと銀行界などの民間出資機関が共同で出資し、

○技術価値評価に基づいて、優れた技術力を有している企業に投資する技術価値評価

投資ファンド(3,000 億ウォン)の造成を推進

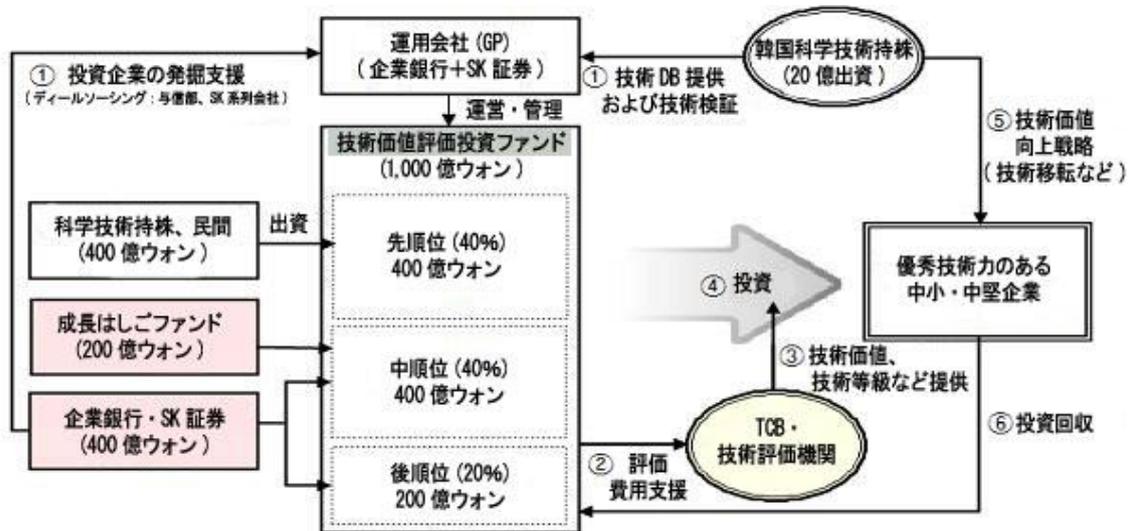
□従って、企業銀行と韓国科学技術持株などと成長はしごファンドが 1,000 億ウォン規模の技術価値評価投資ファンドを設立

**2 造成の計画**

□(造成規模)企業銀行(300 億、GP)、SK 証券(100 億、GP)、成長はしごファンド(200 億)、韓国科学技術持株\*(20 億)および民間投資家(募集予定)が出資して 1,000 億ウォン規模で造成

※IP など優秀技術の移転および事業化に向けて政府出損研究所の共同出資によって立ち上げた技術持株会社

○円滑な民間投資を募集するため、企業銀行、SK 証券、成長はしごファンドが出資全額(600 億ウォン、ファンド規模の 6 割)を中・後順位で出資



□(主な投資対象)投資金額 100%を TCB 技術等級 T4(T1~T10 のうち上位 4 等級)以上を取得した優秀技術企業に投資し、

○結成額の 35%以上は、技術価値評価機関\*の評価を得て投資

※技術保証基金、韓国発明振興会、科学技術情報研究院、農業技術実用化財団など 10 機関

○技術価値評価の費用は、特許庁の予算事業で優先的に充てて、そのほかはファンドの運営費用で\*処理

※民間投資に対しては、評価費用の負担免除を検討

## 3 期待効果

### 1 技術価値評価に基づいた投資文化の造成

○正確な技術評価によって優秀な技術力のある企業に投資することで、技術開発の活性化と技術企業の成長を支援

○技術価値評価機関の評価機関を活用することで、技術価値評価の需要を造成し、評価機関の育成など、技術評価のインフラ構築にも貢献

### 2 優秀な技術企業に対する投資・融資の複合金融を提供

○投資対象の発掘において企業銀行の与信審査情報を基つぎ、優秀な技術力の与信企業などに投資することで、投資・融資の複合金融の提供が可能

### 3 知的財産事業化機関と連携して優秀技術の事業化を支援

○韓国科学技術持株が投資家として参加することで、科学技術持株が有している知的財産を企業に移転し、事業化する企業に対する資金支援を活性化

## 4 推進計画

□今般、企業銀行と共同で造成したファンドは、1 月末までファンド登録手続きを完了し、投資執行を開始

○4 月末まで投資執行と並行して民間出資を追加募集することで、1,000 億ウォン規模のファンド結成を完了

□銀行界の追加出資および地域別の創造経済革新センターとの連携を通じて、2015 年上半期中に追加の技術価値投資ファンド(2,000 億ウォン)を推進

2-5 強力な知的財産の創出に向けて「産業財産創出戦略チーム」を新設

韓国特許庁(2015.1.8.)

特許庁は、政府・民間 R&D の重複投資を防ぎ、オリジナル・中核・標準特許の確保によって国の特許競争力強化政策を総括する「産業財産創出戦略チーム」を新設した。

韓国はこれまで R&D 投資が持続的に拡大し、R&D 課題の数およびこれによって生み出された知的財産件数は量的に年々増加しているが、創出された特許の質的水準は低迷している状況で、優秀な特許の確保への手がかりが求められている。

※政府 R&D 予算：'09 年 12.3 兆→'14 年 17.7 兆(ここ 5 年間年平均 8.8% ずつ増加)

※※政府 R&D による特許登録成果(件)：(09)4,599→(11)7,991→(13)14,151

※※※優秀特許の割合('09~'13、%)：(政府 R&D)14.0、(民間 R&D)15.5、(外国人)42.5

特許庁は、2009 年から現在まで約 800 の企業と大学・公共研究所などを対象に「特許-研究開発の連携(IP-R&D)戦略支援」事業を進めるなど、政府・民間 R&D の過程において特許情報の戦略的な活用による強力な特許の創出を支援してきた。また、標準特許の確保に向けてカスタマイズ型の標準特許創出支援事業も推進して成果をあげている。

これまで当該事業と政策は、産業財産政策局の産業財産政策課と特許審査企画局の標準特許半導体チームなどの部署でそれぞれ推進していたため、体系的かつ総合的な支援には限界があった。

そのため、特許庁内の知的財産創出政策を担当する産業財産創出戦略チームを新設し、限られた予算と人材で知的財産創出政策を一層有効に進められるようにした。

産業財産創出戦略チームは、今後、▲R&D 全周期における特許戦略の樹立、▲標準特許戦略マップの構築、▲特許分野における大・中小企業の同伴成長に向けた IP-R&D 戦略の支援、▲消滅特許の公共活用の拡散を支援、▲半導体 IP の流通インフラの構築など、国の知的財産競争力を強化するための充実した政策を集中的に推進していく計画だ。

特許庁産業財産政策局のクォン・ヒョッジュン局長は「急激な知的財産政策環境の変化に合わせて、特許庁も迅速に対応しなければならない。このような流れを踏まえて特許庁産業財産創出戦略チームは、知的財産の創出に向けた新しい政策フレームを作る前哨基地の役割を果たせると期待している」と述べた。

2-6 大 - 中小企業、営業秘密の原本証明制度を通じて共生を図る

韓国特許庁(2015. 1. 12.)

特許庁は、中小企業の技術保護に対する大企業の意志と同伴成長に向けた努力の程度を評価する「同伴成長指数」の評価項目として、協力中小企業に対する営業秘密原本証明制度の利用支援が追加されたと発表した。

「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」に法的根拠を置いている原本証明制度は、電子文書から抽出した固有の識別値を原本証明機関に登録することで、営業秘密紛争が発生した際、当該電子文書を登録時に保有していたという事実を証明できる制度で、2010年11月から施行されている。

最近、公正取引委員会は、原本証明制度が技術保護に効果があると判断し、これを同伴成長指数の評価項目に追加した。公正委の同伴成長指数の評価において一定等級以上を受けた企業には、下請け実態調査の免除や出入国審査優待カードの発給、模範納税者選定の優待などの特典が与えられる。今回の制度改正\*によって原本証明制度が評価項目に追加されたことで、大企業が協力中小企業に対する原本証明制度の利用を勧告し、所要費用の支援を行うと見られている。

※大・中小企業間の公正取引および同伴成長協約の手續・支援などに関する基準(公正委例規)

産業財産保護協力局のクォン・オジョン局長は、「2015年から中小企業の利用負担を緩和するため、登録費用の70%を支援すると共に同伴成長指数の付与対象に原本証明制度が追加されたことで、制度利用がさらに活性化し、大企業と協力中小企業が相互の技術を尊重する共生文化が芽生えたと期待している」と述べた。

2-7 特許庁、「2014年の審査・審判の成果および2015年の計画」を発表

韓国特許庁(2015. 1. 13.)

2014年の特許出願は、約21万件(世界4位)、特許登録は約13万件だった。特許審査処理期間は11.0カ月で世界トップ水準の審査サービスを達成した。

商標は約15万件(世界7位)、デザイン約6万5,000件(世界3位)が出願され、審査処理期間はそれぞれ6.4カ月、6.5カ月となった。

審判請求件数は、1万1,981件で、審判処理期間は7.9カ月だった。

特許庁は、「2014年の審査・審判成果および2015年の計画」をまとめて発表した。

キム・ヨンミン庁長は、「昨年、国民との約束だった審査処理期間の短縮を達成した。今年も国民に信頼される迅速かつ正確な審査・審判サービスを提供するよう、さらに力を入れていきたい」と述べた。

※詳細な内容については、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→知的財産ニュース)

## 2-8 自治体の知的財産権を簡単に活用

行政自治部(2015.1.13.)

行政自治部は、地方自治体が所有している知的財産権(特許権・著作権・デザイン権など)を多数の住民が使用し、著作物を変形・変更・改作できるようにするなど、知的財産の活用を促す一方で、関連産業および文化の発展を図る内容を盛り込んだ「共有財産および物品管理法」が国会で成立し、国務会議を経て7月から施行する予定だと発表した。

今回の改正案の主な内容は、

第一、知的財産の使用許可が随意契約で可能となり、ある自治体が特定の知的財産をもって多数の国民、もしくは企業と一時または数回にかけて随意契約を締結できる根拠を作った。

※一般的な財産(土地、建物など)は、特定人が利用する場合、他人が利用するに制約が付くが、知的財産は非競合性という特性によって多数が利用しても他人の利用を制限することはない。

第二、知的財産の使用・収益許可を得た者は、当該自治体長の承認を得てその知的財産を他人に使用・収益するようにするだけでなく、著作物の変形、変更、改作もできるようにした。

第三、知的財産の使用料を徴収するとき、当該知的財産の売上高などを考慮するようにし、農漁業家の所得増大や中小企業の輸出増進のための場合など、公益の目的で活用する場合には使用料を減免するようにした。

その他にも自治体と共同で創作した著作権は、原則として均等に所有できるようにす

るなど、知的財産の管理・処分に関する特例を作った。

現在、自治体が所有している知的財産権は、商標権 5,897 件、特許権 1,548 件、デザイン権 661 件など合計約 9,200 件で、代表的な知的財産権としては大豆マッコリの醸造法(京畿道、特許権)、ヘチ・ソウル(ソウル市、商標権)、ハングル書体デザイン(済州島、デザイン権)、消防用水の圧力調整装置(京畿道、実用新案権)などがある。

行政自治部のキム・ヒョンギ地方財政政策官は、「今回の法改正によって地方自治体が所有している優秀な知的財産を住民、企業と共に広く共有できる土台が作られた。住民の便益増進および経済活性化に貢献すると期待している」と述べた。

※詳細な内容については、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→知的財産ニュース)

## 2-9 韓国知識財産研究院 - KIST 欧州と研究交流の MOU

電子新聞(2015.1.14.)

韓国知識財産研究院は、ドイツのザールブリュッケンにある韓国科学技術院(KIST)の欧州研究所と研究交流および協力の MOU を締結した。

KIST 欧州は 1996 年に立ち上げられた政府出損研究所で、欧州の主な研究機関とネットワークを構築して各分野の研究ノウハウを習得するなど、韓 - 欧間の研究協力を支援している。

最近、国境を越えた国際共同研究が増加している中、国別の法制度の差により、国際共同研究の成果である知的財産権の帰属活用基準について整備を求める韓国企業の声が高まっている。そのため、昨年 11 月 19 日の「第 35 回経済関係長官会議」において、国際共同研究に必要な統一された知財権の帰属活用基準作りなどが盛り込まれた「公共特許の民間活用の促進に向けた特許所有制度の改善方法」を確定した。

同 MOU は、両機関で保有している創意的な資産を活用して知的財産分野の研究交流および協力を強化し、未来部と特許庁が共同で推進している「国際共同研究時の韓国企業の知的財産対応戦略の樹立」を支援するために締結された。両機関は、本 MOU の締結によって相互協力関係を強化し、共生発展を図るとしている。

韓国知識財産研究院のチェ・ドクチョル院長は、「グローバル知的財産ネットワークの

重要性が高まっている中、両機関のMOUを介して韓国と欧州の知的財産に関するイシューを調査・分析し、共同研究開発の時に発生する可能性がある知財権紛争を予防し、国際共同研究の活性化に貢献していきたい」と述べた。

チョン・ミナ記者

## 2-10 2014年度の技術信用評価基盤の貸出実績および2015年度の見通し

金融委員会(2015.1.14.)

◆2014年末の技術信用評価基盤の貸出は1万4,413件、8.9兆ウォン(残高基準、暫定)で、当初の見通し(7,500件)の2倍水準となった。

○技術信用評価基盤の貸出によって一般中小企業の貸出比1件当たり平均貸出金額は3.8億ウォン増加し、貸出金利は0.38%p下落した。

◆2015年には2014年下半期の実績(年換算で2.9万件、17.8兆ウォン)比約10%増加した3万2,100件、20兆ウォン水準を新規供給する見通し(暫定)だ。

※詳細な内容については、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→知的財産ニュース)

## 2-11 公募に出されたアイデアの提案者帰属割合が大幅に増加

韓国特許庁(2015.1.14.)

特許庁は、2013年12月～2014年11月中に開催されたアイデア・技術に関する公募の約款を深層的に調べた結果※、応募アイデアの所有権が提案者に帰属される割合が持続的に高まっていると発表した。

※'13.12.～'14.11.に開催されたアイデアおよび技術に関する公募199件を対象に調査(著作物の公募は除外)

これまで特許庁は、公募に出されたアイデアの公正な保護体系を整えるため、2013年12月に開催された第5回創造経済委員会において「公募アイデアの保護に関するガイドライン」を確定・発表し、普及に取り組んできた。その後、ガイドラインの拡散に向けて公正取引委員会と協力して公募の主催者が即採択できる「アイデア公募の模範約款」を2014年11月に制定・配布するほか、同月に開かれた第2回創造経済博覧会で模範約款に関する説明会を開催するなど、持続的な取り組みを進めてきた。

深層調査の結果によると、出品アイデアが提案者に帰属される公募の割合は2013年の17.9%から2014年8月以降56%に増加し、主催者に帰属される割合は2013年の47.3%から2014年8月以降20%に減少した。

区分	' 12. 12. ～' 13. 11.	' 13. 12. * ～' 14. 7.	' 14. 8. **～' 14. 11. * **
提案者帰属	17.9%	31%	56%
主催者帰属	47.3%	37%	20%
規定なし	32.8%	32%	24%

※特許庁による公募アイデア保護に関するガイドラインの発表(' 13. 12. 13.)

※※公正取引委員会が15社の公募約款に対して是正措置(' 14. 8. 8.)

※※※特許庁によるアイデア公募に関する模範約款の発表(' 14. 11. 18.)

韓国代表企業のサムスンとLGも応募アイデアの公正な保護体系の確立に向けて、公募アイデアの保護に関するガイドラインが施行された2014年度からアイデアの提案者が所有権を有するように改善した。

※サムスンの未来ディスプレイ公募：主催者帰属('13)→提案者帰属('14)

※※LGのスマートフォン壁紙デザイン公募：主催者帰属('13)→提案者帰属('14)

特許庁産業財産保護協力局のクォン・オジョン局長は、「公募アイデアの保護に関するガイドラインが施行された後、公募における不公正な慣行が大幅に改善されるなど、政策的効果が見られている。今年11月に配布したアイデア公募の模範約款によって、2015年にはその改善効果がさらに高まる見通しで、そのために公正取引委員会とも持続的に協力していく予定だ」と述べた。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

## デザイン（意匠）、商標動向

### 4-1 テレビ番組・芸能人名などを狙う商標ブローカーの撲滅に

韓国特許庁(2015. 1. 7.)

特許庁は、「無限挑戦-土土歌」のように有名テレビ番組の名称を番組と関係のない個人が商標として出願した場合、登録を受けられないように商標審査基準を改正し、2015年1月1日から施行した。

これによって、テレビ番組および芸能人の名称が公開されるや否やその商標を先取りし、経済的利益を手に入れるなど、悪質な商標ブローカー行為が一層積極的に撲滅される見通しだ。

先日、バラエティー番組の「無限挑戦」で特集番組として放送した「土土歌(土曜日土曜日は歌手だ)」の場合も、本放送の前の11月24日に予告編で当該名称を見た特定の個人が商標を出願した。この度改正された商標審査基準は、「無限挑戦-土土歌」の事例のように、商標出願の時点で予告編が公開されただけで、その番組が有名になったとはみなされないとしても、権利者以外の者は当該名称を商標として登録できないように規定している。

しかし、このような国内環境とは異なって中国および東南アジア諸国では、韓流ブランドが現地の外国人によって商標先取りの脅威にさらされている。韓流ドラマの代表各と言える「星から来たあなた」の場合、ドラマの中で出てきたいわゆる「チョン・ソンのコート」と「チメック」もドラマの人気に伴ってブームになってにもかかわらず、当該国における韓国企業の商標出願は、極めて低迷している。

従って、テレビ番組およびエンタテインメント事務所などは、ドラマや放送コンテンツが放送される前だとしても、国内はもちろん海外においても予め商標を出願することが望ましいと思われる。

特許庁商標デザイン審査局のパク・ソンジュン局長は、「中国および東南アジア諸国に拡散している韓流ドラマ・芸能人などについては、コンテンツの企画から商標出願などの商標権管理に対する具体的な戦略作りが必要だ。特に番組によって露出されたファッション、化粧品など、様々な商品についても商標を確保することが重要だ」と述べた。

#### 4-2 タバコの値上げを受けて電子タバコのデザイン出願が急増

韓国特許庁(2015.1.8.)

2015年からタバコを値上げするとのニュースが流れた昨年、電子タバコに関するデザイン出願が急増したことが分かった。

特許庁によると、2013年に69件に過ぎなかった電子タバコに関するデザイン出願が2014年11月まで141件も出願され、100%を超える伸び率を見せた。

特許庁に受け付けられた電子タバコに関するデザイン登録件数も、2010年から2012年までの3年間で計30件だったが、2013年から2014年11月までそれぞれ38件、42件登録され、電子タバコに関する物品の需要が増加していることが分かる。登録された物品の類型を分析してみると、電子タバコが46%(51件)で最も多く、電子タバコのカートリッジなどの付属品が41%(46件)だった。

このように電子タバコに関する物品のデザイン登録件数が増加したのは、昨年からの全国的に話題となったタバコの値上げニュースおよび禁煙を決心した愛煙家による需要が影響したと見られている。

特許庁デザイン審査課のキム・ジメン課長は「最近、電子タバコ市場の拡大によって電子タバコの出願と登録が急増しているが、デザインはその外観を保護するもので、電子タバコの品質を保証するものではない以上、直接効果を確認してから購入することが重要だ」と説明した。

## その他一般

### 5-1 韓国 - 中国の技術格差が縮まる

デジタルタイムズ(2015.1.11.)

中国が韓国を追い越す中核技術分野が増えるなど、両国の技術格差が速いスピードで縮まっていることが分かった。

現代経済研究院のチョン・ミン選任研究員などは、11日、「韓・中・日・独の科学技術競争力の比較と示唆点」という報告書の中で、「85件の中核技術分野のうち、韓国が中国に水をあけられた技術分野が全体の15.3%(13分野)に上っている」と言及した。

同報告書は、韓国を含めた4カ国の科学技術競争力を相対的指標と絶対的指標に分けて分析している。相対的指標は、国間の経済規模の差を反映して比較したものだ。相対的指標では、韓国が比較的優越な競争力を備えていた。

国内総生産(GDP)比研究開発(R&D)投資の割合は、2012年ベースで4.36%と、日本(3.35%)、ドイツ(2.98%)、中国(1.98%)をいずれも上回っていた。

経済活動人口1,000人当たり研究員数も12.4人で最多だった。日本は9.9人、ドイツは8.2人で、中国は韓国の15%水準である1.8人に止まった。

研究員1人当たりPCT国際特許出願件数および研究員1人当たり科学論文数は、韓国がそれぞれ0.038件、0.089件で日本とドイツには及ばなかったが、中国は上回っていた。

一方、絶対的指標では韓国がすべての側面で一番立ち遅れていた。

韓国のR&D投資規模は654億ドル、研究員数31万6,000人でそれぞれ2,935億ドル、140万4,000人とトップだった中国に比べると、4分の1にも及ばない水準だった。特許出願件数は、1万2,000件で日本の25%、中国・ドイツの60%水準に止まった。

特に電子情報通信、医療、バイオなど、7大中核科学技術の85件の技術分野のうち、15.3%に該当する13件については、すでに中国が韓国を追い越していた。

チョン研究員は「絶対的な科学技術競争力を総合して評価した指数を見ると、韓国は185.4で中国(565.0)、日本(645.7)、ドイツ(362.5)より低く、その格差も徐々に広がっている。科学技術分野の質的成長によって中国に対する量的劣勢を克服し、科学技術人材の育成を支援するために基礎研究に対する予算を拡大しなければならない」とコメントした。

ソ・ヨンジン記者

## 5-2 韓国産バッテリー、グローバル特許競争力もトップ

電子新聞(2015.1.12.)

韓国のバッテリー業界がグローバル市場においてシェアはもちろん、特許競争力でも優位に立っていることが分かった。

12日、市場調査会社のSNEリサーチによると、電気自動車向けバッテリーシステム市場において韓国企業が保有している特許数は1,039件で、1,482件の米国に次いで2番目に多く、日本が989件、欧州が560件の順となった。バッテリーシステムの特許は、

電気自動車向けバッテリー管理システム (BMS) を含め、容量および熱制御技術など 6 分野に至る。韓国企業が電気自動車の最大市場である米国と欧州で快進撃している上、これまでバッテリー産業で優位に立っていた日本の特許数を上回ったのは、今回が初めてだ。

LG 化学は単一企業として米国と欧州で最も多い特許数 (443 件) を保有し、サムスン SDI も 271 件で第 2 位となった。サムスン SDI が買収した SB リモータティブの特許数と合わせると約 400 件に上る。要するに、米国と欧州の特許中、LG 化学とサムスン SDI が 70% 以上を占めていることになる。

SNE リサーチは、「米国と欧州を中心に電気自動車市場が成長を遂げている中で、韓国バッテリーメーカーによる特許シェアが 70% に上っている。韓国企業が電気自動車向けバッテリーの供給先も最も多く確保しているだけに、当分は市場をリードしていくと見込まれる」と説明した。

昨年、電気自動車向けバッテリーのグローバル市場は約 700MWh 規模に成長した中で、LG 化学とサムスン SDI がそれぞれ 1 位と 2 位となり、約 42% のシェアを握っている。

一方、同分野の有効特許 4,000 件のうち、サムスン電子によるものは 4 件に過ぎず、電気自動車向けバッテリーに関する開発はサムスン SDI が主導していることが分かった。

パク・テジュン記者

### < 主な市場別の電気自動車バッテリーシステムの特許現況 >

米国	特許数	欧州	特許数
LG 化学	290	LG 化学	143
サムスン SDI	187	サムスン SDI	84
SB リモータティブ	103	パナソニック	54
日立	70	SB リモータティブ	41
PEVE (日本)	63	日立	29
テスラー	51	トヨタ	25

日本	特許数	韓国	特許数
トヨタ	159	LG 化学	239
日立	117	サムスン SDI	216
日産	105	現代起亜自動車	189
LG 化学	94	SB リモータティブ	73

三菱	55	LG 電子	48
LEJ(日本)	42	パナソニック	32

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

[http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム